

大阪市告示第614号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年5月7日（火）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年5月13日（月）	
	令和6年5月20日（月）	
	令和6年5月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地庭球場	令和6年5月7日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和6年5月10日（金）	
	令和6年5月14日（火）	
	令和6年5月17日（金）	
	令和6年5月21日（火）	
	令和6年5月24日（金）	
	令和6年5月28日（火）	
	令和6年5月31日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）